

議案第九号

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

杉並区営住宅条例（平成九年杉並区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（定期使用許可）

第三十四条の二 区長は、第八条第二項に規定する別途の抽せんにより使用予定者と決定された者であつて、別に定めるものに対し、あらかじめ規則で定める期間に限り、当該住宅の使用を許可することができる。

2 前項の規定による許可（以下この条において「定期使用許可」という。）は、その更新がなく、期間の満了によつてその効力を失うものとする。

3 定期使用許可をしようとする場合における前項に定める事項についての使用予定者に対する説明は、規則で定めるところにより行うものとする。

4 前項の説明を受けた使用予定者は、第九条に定める手続のほか、規則で定めるところにより、当該説明を受けた旨を証する書類を提出しなければならない。

5 定期使用許可をした場合において、その期間の満了する日の一年前から六月前までの間に、使用者に対して行う期間の満了により当該許可が効力を失う旨の通知は、規則で定めるところにより行うものとする。

6 定期使用許可を受けた使用者は、その期間が満了するときまでに当該区営住宅を明け渡さなければならない。

7 定期使用許可をした場合においては、第二十七条及び第二十八条第二項の規定は適用しない。

8 第二項の規定にかかわらず、定期使用許可を受けた使用者が、当該許可を受けた後に第二十四条又は第二十六条第一項に規定する者に該当するに至ったことを理由として、当該区営住宅を明け渡す旨の申出をしたときは、区長は当該許可の効力を将来に向けて失わせることができる。

9 前項の場合において、区長は、必要に応じて他の公的資金による住宅への入居のあっせん等の措置を講ずることができる。

10 前各項に定めるもののほか、定期使用許可に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(提案理由)

定期使用許可制度を創設する必要がある。